|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書受付印 | 整理番号 | 第十三号の二様式 |
| 　　　　　　　　令和　　年　　月　　日長野県　　　　　　　　　　殿 | ※処理事項 | 発　信　年　月　日 |  |  |  |
| 通信日付印 | 確認 |
|  |  |  |  |  |
| 所 在 地 及 び 電 話 番 号 |  | 　 〒 |
| （電話　　　　　　　　　　　） |
| （ふ　り　が　な）法 人 名 及 び 法 人 番 号 |  | （法人番号） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （ふ　り　が　な）代 表 者 氏 名  |  |
|  |
| 経 理 責 任 者 氏 名  |  |
| 資　本　金　の　額　又は出　資　金　の　額 | 円 |

|  |
| --- |
| 法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係） |
| 　令和　　年　　月　　日から　　令和　　年　　月　　日までの事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について[ ] 　下記のとおり延長の処分があった[ ] 　下記のとおり指定があった[ ] 　下記のとおり指定に係る月数が変更された　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ので届け出ます。[ ] 　指定が取り消された[ ] 　下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた記確定申告書の提出期限の延長期間　　　　　　　　　　　　　　（　　　）月間指定を受けた月数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　）月間変更後の指定に係る月数　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　）月間 |

|  |
| --- |
| 事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請 |
| 　　令和　　年　　月　　日から　令和　　年　　月　　日までの事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。　１　確定申告書の提出期限の延長期間（１）確定申告書の提出期限が延長されていない法人[ ]  確定申告書の提出期限の延長をしたい場合（次に掲げる場合を除く。）　　１月間（通算法人は２月間）　　 　[ ] 　確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合　　　 　（　 　 ）月間（２）確定申告書の提出期限が１月間（通算法人は２月間）延長されている法人[ ]  指定を受けたい場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （ 　　）月間（３）指定を受けている法人[ ]  指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を１月間（通算法人は２月間）としたい場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 取消し前（　 ）月間　　 　[ ] 　指定に係る月数の変更を受けたい場合　　　 　変更前（ 　 ）月間変更後（ 　 ）月間　２　各事業年度終了の日から２月以内（指定を受けようとする場合　３　根拠条文　　には、各事業年度終了の日から３月以内）に当該各事業年度の決　　[ ] 　法第72条の25第３項(注１)又は第５項(注２)算についての定時総会が招集されない理由（通算法人にあっては、　[ ] 　法第72条の25第３項第１号(注１)又は第５項第１号(注２)各事業年度終了の日から２月以内（指定を受けようとする場合に　　[ ] 　法第72条の25第３項第２号(注１)又は第５項第２号(注２)　　は、各事業年度終了の日から４月以内）に当該各事業年度（他の　　[ ] 　政令第24条の４第１項（政令第24条の４の３第１項におい通算法人の各事業年度を含む。）の決算についての定時総会が招集　　 て準用する場合を含む。）　　されない理由又は通算法人が多数に上ることその他これに類する　　　(注１)　法第72条の28第２項及び第72条の29第２項におい　　理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金　　　　　　て準用する場合を含む。額及び法人税の額の計算を了することができない理由）　　　　　　　(注２)　法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び 　  　  　  　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第６項において準用する場合を含む。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４　添付書類等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[ ]  定款等の写し 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[ ] 　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通算親法人の本店所在地及び電話番号 |  | 〒 |
| （電話　 　　　　　　　　　　） |
| （ふ　り　が　な）通算親法人の名称及び法人番号 |  | （法人番号） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 関与税理士署名 |  （電話 　　　　　　　　　　　） |

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出書（道府県民税関係）及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延

　長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

第13号の２様式記載要領

１　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

1. 法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の２第８項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）において準用する同法第75条第５項又は同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「提出期限の延長の処分」という。）又は同条第２項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定による同法第75条の２第１項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同条第８項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第75条の２第11項第２号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。）があった場合　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内（通算親法人（同法第２条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった場合における同法第75条の２第11項第２号の他の通算法人にあっては、当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から７日以内）
2. 法人税法第75条の２第５項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があったものとみなされた場合を含む。）　当該変更の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内

２　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

３　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。

４　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

1. 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この記載要領において「定款等」という。）の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から２月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項の規定による申告書をいう。(3)及び(5)において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合（(2)に掲げる場合を除く。）　当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで
2. 当該法人（通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に限る。）若しくは当該法人との間に通算完全支配関係（同条第12号の７の７に規定する通算完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から２月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により同法第２編第１章第１節第11款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第２条第19号に規定する欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び法人税の額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から２月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項若しくは第５項の規定による申告書をいう。(4)及び(6)並びに５において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合　当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
3. 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合（(4)に掲げる場合を除く。）　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで
4. 当該法人（通算法人に限る。）又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から４月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
5. 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合（(6)に掲げる場合を除く。）　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで
6. 当該法人（通算法人に限る。）又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から４月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から４月以内に法人税法第２編第１章第1節第11款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
7. (3)又は(5)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合　当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで
8. (4)又は(6)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合　当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

５　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の１は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。この場合において、指定を受けたいときは、延長期間の月数を「（　　）月間」内に、指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を１月間（通算法人にあっては、２月間）としたいときは、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前（　　）月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたいときは、変更する前の延長期間を「変更前（　　）月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後（　　）月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第３項第１号又は第５項第１号に掲げる場合には、（　　）内には「２」から「４」まで（通算法人にあっては、「３」又は「４」）の数字を記載すること。

６　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の２は、４(1)から(8)までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載すること。

７　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の３は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。

８　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の４は、この申請書に添付したものに応じて該当する□にレ印を付すこと。

９　「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

1. １の場合　当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）
2. ４の場合　法第72条の25第５項の規定による申告書の提出期限の延長又は同項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（通算子法人に限る。）